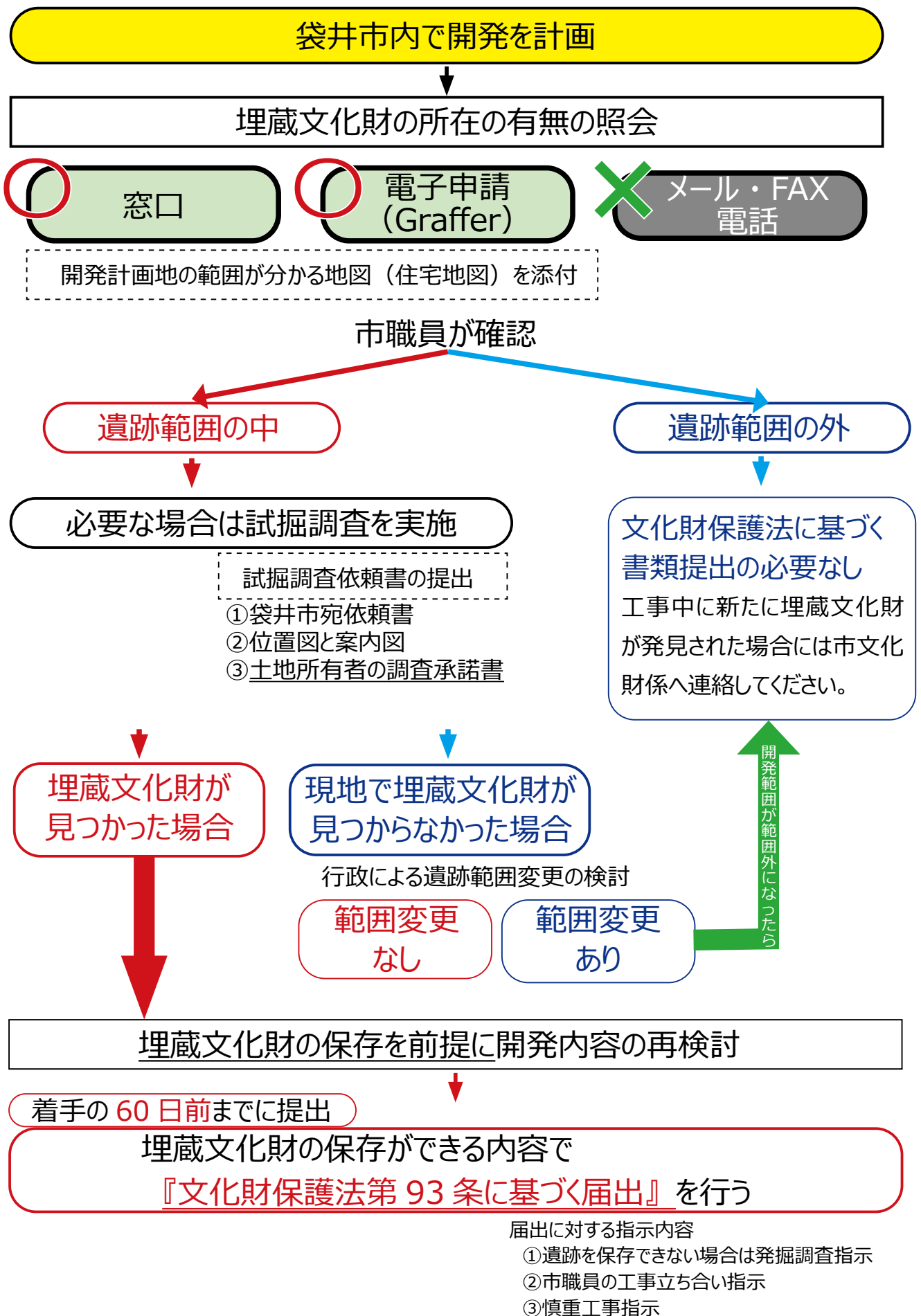


--- 埋蔵文化財の取り扱いの流れについて ---



- ① 静岡県庁に登録されている埋蔵文化財包蔵地の中での開発については、静岡県知事宛てに文化財保護法第 93 条第 1 項に基づく届出が必要です。
- ② **工事着手の 60 日前**までに県庁へ届出を提出することになります。提出日には注意が必要です。
- ③ 埋蔵文化財の保存を前提に開発を計画してください。
 - ア 埋蔵文化財の保存は現地にそのまま残す方法と、写真や図面等の形で記録として残す方法があります。
 - イ 埋蔵文化財を現地に残したまま、その上に開発を行う場合は、開発(建物などの基礎下)と埋蔵文化財(土器が含まれる地層の上面)の間に、埋蔵文化財に影響が及ばないようにするための地層、**保護層(0.3m)の確保**と、上下水道管・浄化槽等の敷設及び設置のためには**幅 1 m未満の溝状掘削**で計画・施工することが必要になります。(「静岡県埋蔵文化財保護事務取扱要項」より)



- ④ 埋蔵文化財を現地に保存できない場合には、開発工事着手までの期間に発掘調査を実施し、埋蔵文化財の記録保存が必要になります。
発掘調査は記録として埋蔵文化財の残すための手段になります。この時に残された記録だけが、失われてしまう埋蔵文化財を知るためのただ一つの情報となるので、細かい記録を残す必要があります。また、発掘調査の期間は、現地での記録作業と行政措置の記録・学術的成果が記された報告書の出版までの期間となります。

※ 営利が伴う開発(工場建設・店舗建設・集合住宅建設・建売分譲住宅建設及び、それらのための敷地造成工事等)の場合には、発掘調査費は開発者のご負担となりますので、ご注意ください。

埋蔵文化財に関するお問い合わせ先

袋井市文化観光交流課 文化財係
TEL : 0 5 3 8 - 2 3 - 9 2 6 4



電子申請
(Graffer)

<https://ttzk.graffer.jp/city-fukuroi/smart-apply/apply-procedure-alias/maizou-bunkazai/door>